

北京+20 に向けて 第 2 回

2014.7.16

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC)

永井よし子

1. JNNC は、いまなお国内に残る女性差別の解消をめざし、日本の政策に女性差別撤廃条約の内容の反映と定着を求めて活動する 48 の NGO から成るネットワークである。具体的な差別を解消するため拠って立つ太い柱が女性差別撤廃条約と北京行動綱領であることは言うまでもない。

北京宣言は「女性の権利は人権である」(14 項)と宣言し、行動綱領は、「女性差別撤廃条約の完全な実施を通して、女性の人権を促進し、保護すること」を戦略目標 I-1 に掲げていることを改めて指摘しておきたい。

2. 前回、政府は「国内課題については次の機会に」とのことだったので、今回、北京行動綱領、女性差別撤廃条約等に照らして、国内課題を検証したい。「新たな優先課題について」が本日の趣旨に掲げられているが、これまでの施策の検証あってこそ新たな提案だと思う。第 186 国会に提出された「報告 (いわゆる白書)」と、昨年 7 月末に監視専門調査会に提示された各府省における対応状況を参考に、ごく限られた課題しか取り上げられないが、いずれも JNNC の活動を踏まえての意見である。

- ・女性政策は白書等に記載のごとく、一定の進展は見られた。
- ・第三次基本計画における成果目標の成果については、15 分野の成果目標 109 項目中、最新値が目標に達しているのは 11、11 の内 3 分野が再録なので、実質は 9 施策。遅い。
- ・参考指標項目については、特に第 1 分野 (政策・方針決定過程への女性の参画) は、国会議員は現在後退、10 政党について 4 党で女性役員率が上がっているが、現職議員数との関係を時系列的、内容的、政治的背景など、精密に見る必要がある。その他、第 1 分野での各女性比率は上昇傾向にあるが、高い公務員や司法界でも 20%に届いていない。経済団体では 10 分の 9 が 1 ケタに留まる。女性に対する暴力の施策は 17 中 12 施策で数値の増が見られるが、相談・対応・検挙・認知件数等の増である。施策の認知度の広がりを示すと同時に事件そのものの増をも示すと思われる。さらに、女性の健康については、リプロダクティブヘルス施策におけるライツの視点が欠けていると思われる。
- ・総論的には、①これまでの政府報告書では、成果の記述が中心で、未着手のもの、着すべきものへの困難や障害の検証に言及しない傾向がある。国連人権機関から改善を指摘されながら手つかずのもの、問題として認識すらされていないものは、報告上は課題ですらないものになってしまうことに留意すべきである。したがって、女性差別撤廃への将来的展望が描きにくい。②施策自体の検証が欠けている。第 3 次基本計画は数値目標を明

記したが、数値化できないものはどうするか、数値の内容の分析が必要ではないか、着手の意志の有無を含め、遅々たる歩みを進捗させる展望を記載できないものか。202030 はあくまでも数値的目安であり、それ自体が目的でないことは言うまでもなく、又それで事足りでもない。また、数値が高くて、その内容を精査すれば、性別役割分担の発想の実態が潜んでいるものもある。

・行動綱領の使命の一つは、女性の全ての分野への積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することにある。障害の除去への政治的意思を示すことが必要である。

具体的には、①憲法は法の下での平等を定めているが、女性差別禁止法など、差別の定義などを盛り込むべき法の制定が遅れている。また、条約遵守義務も明記されていながら人権を保障するものとして機能していない。条約を保障する法の制定が急がれる。

②差別撤廃条約の有効性を担保する選択議定書の批准を具体化すべきである。

③社会的慣行や意識に刷り込まれた差別容認の通念を変えるための積極的施策が必要。意識変革の対象は、司法・立法・行政のトップレベルにこそ必要であることは、最近の政治家による女性差別的発言、性犯罪を裁く司法の旧弊な判断などに明らかである。人権教育の対象から外れている高位の人々こそ教育が必要だと感じている。

④女性のための積極的な施策により、政界、官界、経済界などでハイランクの女性が活躍しているが、一方、女性の貧困化も進行している。新たな女性間格差が拡大していることに留意し、きめ細かな視点と配慮が必要である。

⑤JNNC が指摘し続けてきた民法改正等、女性に対する差別的法の見直しが進まないのは、立法の場での意識変革の遅れを示している。行動綱領と条約の求める差別的法の撤廃、労働の場における均等待遇および同一価値労働同一賃金の導入、意思決定の場への女性の進出などが急がれる。また、公人による女性差別発言については政府の課題にすら挙がっていない。09 年の CEDAW 総括所見に応えていれば今回の都議会差別野次発言、連鎖的に表面化した国会議員発言に見るごとく、国の内外に醜態をさらすことが避けられたかもしれない。

なお、JNNC では、女性の進出を妨げる選挙制度の見直しを研究し、近い機会に発表したいと準備中である。

多くの問題が解消されないまま山積しているが、女性の人権と安心できる社会生活を保障するために、人権を尊重する視点で、強力な意思を示してほしい。

NGO との対話、NGO の参加と協力の形が少しずつ深まっていくことを歓迎すると同時に、それが NGO の形式的関与に留まらず、実質的に政策に反映されることを期待する。